

令和4年度仙台市支援対象児童等見守り強化事業に係る公募型プロポーザル質問・回答書

令和4年3月7日（月曜日）までに質問書（様式1）によりいただいた質問に対する回答は以下の通りです。

番号	資料名	頁数	該当箇所	質問事項	回答
1	募集要項	1	2. 業務の名称及び概要 (5)選定事業者数	募集要項に「同一法人で複数の地域区分の受託を希望する場合は、それぞれ別事業所として実施する場合のみ応募可能」とありますが、別事業所とみなされるための条件を教えてください。 (人員が重複しないことだけでよい)	<p>本事業においては、以下の要件を全て満たすものを別事業所とみなします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務所や倉庫等がある場合は、各事業所が異なる一定の場所（一定の区画）を占めて事業が行われること。 ・近接する場合は、明確な区画分けを行うこと。 ・各事業所が異なる人員で運営されていること。 ・本事業にかかる支出及び収入が、事業所ごとの口座・帳簿で管理されていること。 ・事業の運営に必要な機材（PC、携帯電話等）や各種記録、個人情報等が事業所ごとにそれぞれ管理されていること <p>複数の地域区分に応募する場合は、上記に関する対応計画（各事業所の所在地（同一住所の場合は図面等）、資金・機材・記録等の管理方法など）が分かる資料を作成し、企画提案書に添付してください。それぞれの事業所には任意の名称を付けてください。</p>
2	仕様書	2	5. 委託業務の内容 (3)業務内容	前年度から一回当たりの食品費の目安が減額になっていますが、その意図があればご教示ください。	<p>昨年度は原則として小・中学生のいる世帯に、長期休業期間中のみの訪問実施でしたが、今年度は対象年齢の拡大及び通年化により、延べ訪問回数の増加が見込まれることから、1回当たりの単価を減額しております。</p> <p>配布する食品や日用品の内容及び単価について、より効果的と考えるものがあれば、企画提案書にてご提案ください。</p>
3				個人情報保護の観点から、本事業専用のパソコンの購入を検討しております。この場合、当パソコンは経費として認められますか。	<p>本事業において使用する必要性があり、合理的な価格と認められる物品については、本事業の委託料から経費として購入することは可能です。ただし、自主事業など本事業以外の目的に使用することはできません。他の設備と明確に区別できるよう、取得年度及び委託事業名を明記したシールを貼るなどして管理してください。また、本事業は国の補助金を活用しているため、以下のことを遵守いただく必要があります。</p> <p>○令和3年度（令和2年度からの繰越分）児童虐待・DV対策等総合支援事業費（新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業等分）の国庫補助について（抄） （令和3年5月27日付厚生労働省発子合第0527第2号厚生労働事務次官通知）</p> <p>5（4）事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他財産については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。</p> <p>なお、本業務については、本市の「情報システム処理に伴う個人情報に係る外部委託に関するガイドライン」に基づいて取扱うこととなりますので、個人情報の取扱い等についてあらかじめご確認ください。</p> <p>仙台市ホームページ「情報システム処理に伴う個人情報に係る外部委託に関するガイドライン」 https://www.city.sendai.jp/security/shise/security/security/security/guidelines.html</p>